

平成 24(2012)年 6 月 27 日

気 仙 沼 市

独立行政法人 都市再生機構

東 日 本 大 震 災 関 係

気仙沼市の復興まちづくりの推進に向け協力関係構築 ～復興事業に係る協力協定締結～

6 月 27 日、気仙沼市と UR 都市機構は、復興まちづくりを円滑に推進するため、協力協定を締結しました。

1 概要

気仙沼市で震災復興のまちづくりが始動しました。

6 月 27 日、覚書・協力協定書調印式が行われ、気仙沼市と UR 都市機構は覚書を交換、併せて協力協定を締結しました。

これにより、気仙沼市と UR 都市機構は、鹿折地区及び南気仙沼地区における復興まちづくりと、気仙沼市の災害公営住宅建設を協力して推進していきます。

2 UR 都市機構の支援内容

- ・ 鹿折地区の市街地整備事業
- ・ 南気仙沼地区の市街地整備事業
- ・ 災害公営住宅の整備

3 その他

- ・ 覚書（別添 1）
- ・ 協力協定書（別添 2）
- ・ 鹿折地区、南気仙沼地区の区域図（協定別図）（別添 3）
- ・ UR 都市機構による震災復興まちづくり（別添 4）
- ・ UR 都市機構による震災復興の住まいづくり（別添 5）
- ・ 被災市町村との覚書・協定締結一覧（別添 6）

○ お問い合わせは下記へお願いします。

気仙沼市 建設部 都市計画課長 村上 電話 0226（22）6600(代) 内線 580

UR 都市機構 宮城・福島震災復興支援局

計画調整第 2 チームリーダー 関本 電話 022（355）4531(代)

気仙沼市と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災に係る復興まちづくりの
推進に向けた覚書

気仙沼市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップを確認し、東日本大震災の被災地域における復興まちづくりを推進するため、次のとおり覚書を交換する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は、気仙沼市における復興まちづくりについて相互に協力し、誠意をもって協議を行い、円滑な推進に努めるものとする。

（役割分担等）

第2条 乙は、甲が実施する次の各号に掲げる事項について、必要に応じ、協力するものとする。

- (1) 復興まちづくりの計画の策定
- (2) 復興整備事業の実施
- (3) 災害公営住宅の整備
- (4) その他甲乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、復興まちづくりを円滑かつ効果的に進めるため、前項各号に掲げる事項の実施に関し、必要な情報交換を行うものとする。

3 乙が第1項の規定に基づく協力を行うに当たっては、その具体的内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月27日

甲 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号
気仙沼市

気仙沼市長 菅原 茂

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号
独立行政法人都市再生機構

理事長 小川 忠男

東日本大震災に係る気仙沼市復興事業の推進に関する協力協定書

気仙沼市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、気仙沼市における復興事業の推進について、次のとおり協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地の早期復興を図るため、甲乙の相互の連携を図り、気仙沼市における復興事業による円滑なまちづくりを甲乙協働で推進することを目的とする。

（復興整備事業の推進）

第2条 気仙沼市震災復興計画に位置付けられた次の各号に掲げる地区（別図に示す区域。以下「対象地区」という。）において、乙は甲が対象地区で実施を予定している復興整備事業（以下「事業」という。）の推進に協力するものとする。

- (1) 鹿折地区
- (2) 南気仙沼地区

（復興整備事業に係る役割分担等）

第3条 甲及び乙は、円滑かつ効果的に事業の推進を図るため、必要な情報交換を行うものとする。

- 2 甲は、事業の主体として計画策定及び合意形成等事業の推進を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、対象地区の合意形成の状況及び計画の合理性等について甲乙間で確認した上で、事業の立上げに向けた計画検討、事業の推進に資するコーディネート、事業の実施等の乙の実施する業務について、甲乙間で協議するものとする。
- 4 乙は、前項の協議により乙が実施するものとして甲乙間で合意が得られた業務について、甲からの委託に基づき行うものとする。
- 5 前項の規定に基づく業務を甲が乙に委託する場合には、あらかじめ甲乙間で別途契約を締結するものとし、甲はその業務の実施に要する費用を乙に支払うものとする。

（災害公営住宅の整備）

第4条 甲及び乙は協力して、東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の用に供する甲の災害公営住宅（以下「住宅」という。）を整備する。

- 2 甲は、住宅の建設用地の選定を行うとともに、住宅の戸数、附帯施設の内容、事業期間等を定めた基本計画を策定するものとし、乙は必要な支援を行うものとする。
- 3 甲は、基本計画が策定された場合には、甲乙協議の上、乙にこれを示し、乙の

実施する住宅の建設及び譲渡の業務（これらに附帯する業務を含めることができる。）の実施を要請することができる。

4 乙は、前項の要請があった場合には、乙の実施する業務について、甲乙間で協議し、その内容を決定する。

5 前項の規定により乙が業務を実施する場合は、甲乙間で別途契約を締結する。

（有効期間）

第5条 本協定は、本協定締結の日から平成33年3月31日（以下「期間満了日」という。）まで効力を有するものとする。

2 期間満了日までに甲及び乙のいずれか一方から本協定を終了させる旨の申入れがあった場合には、甲乙協議し、その取扱いを定めるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月27日

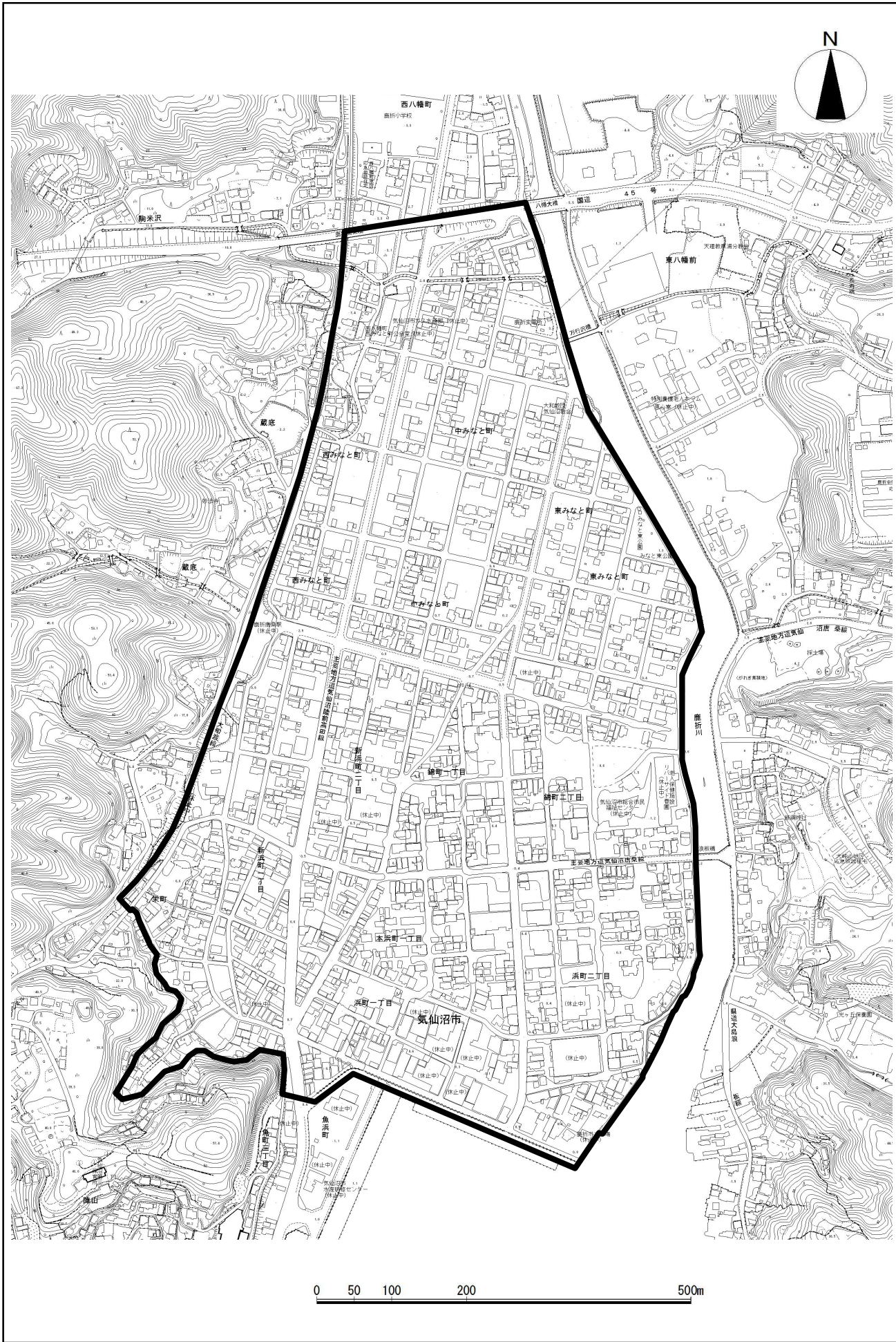
甲 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号
気仙沼市

気仙沼市長 菅原 茂

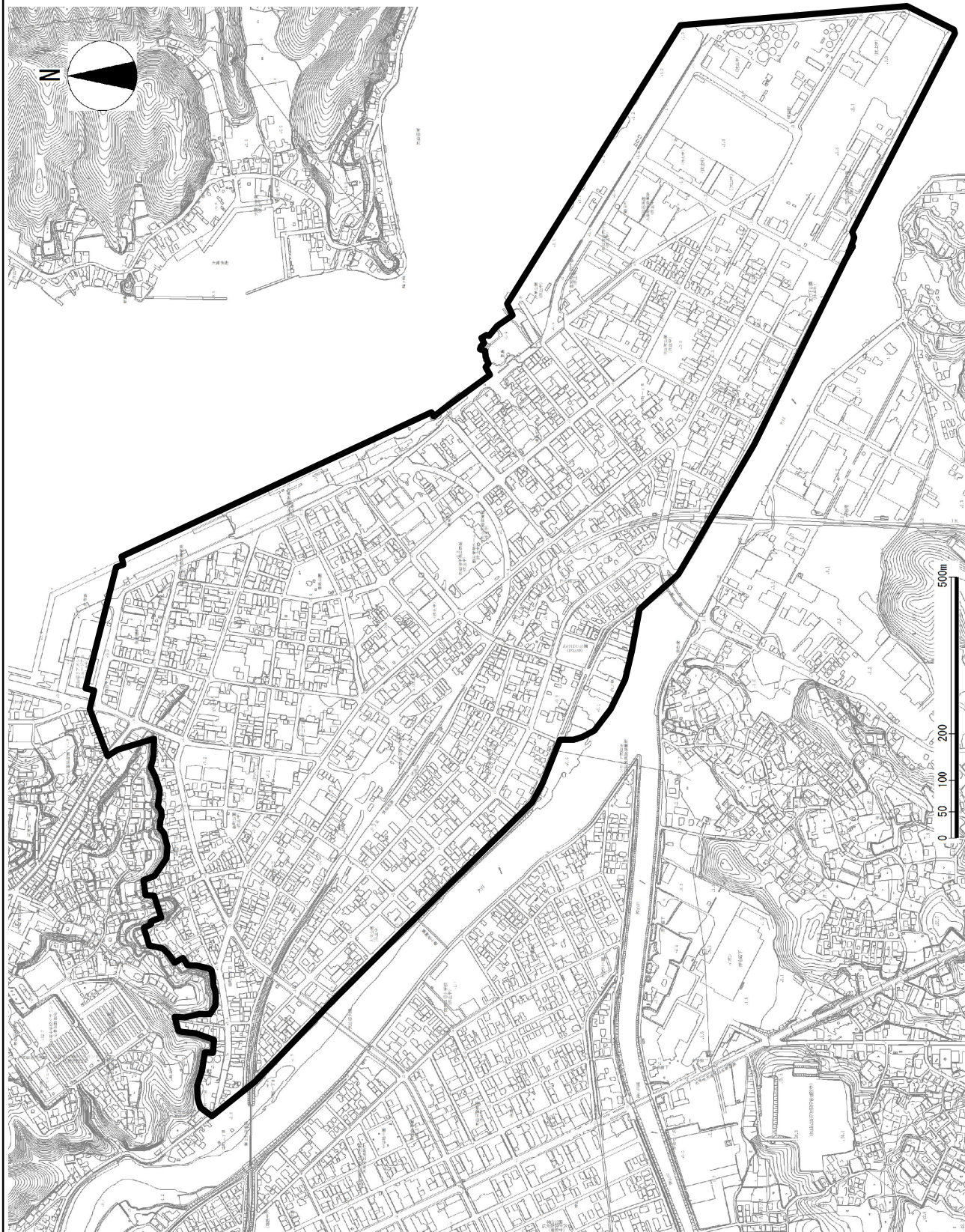
乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号
独立行政法人都市再生機構

理事長 小川 忠 男

別図：鹿折地区



別図：南気仙沼地区



UR都市機構による震災復興まちづくり — 復興整備事業支援 —

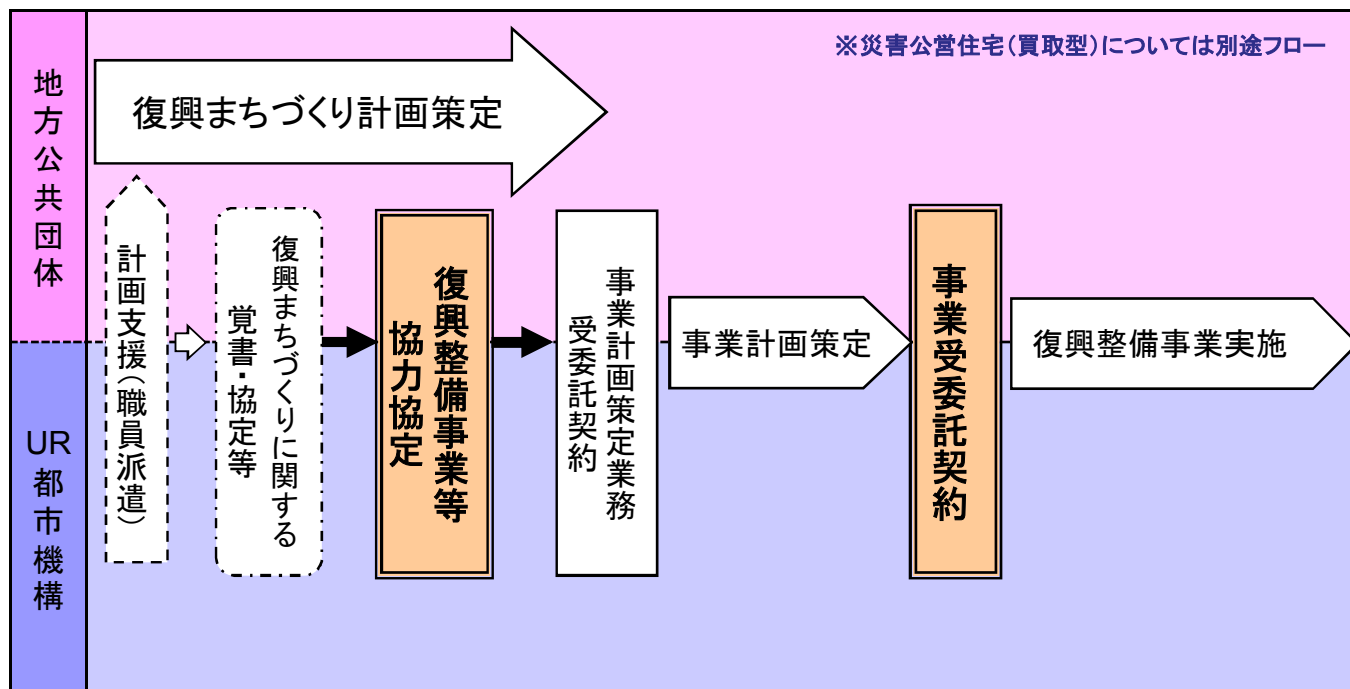
■ 復興特区法におけるUR都市機構の位置づけ

「東日本大震災復興特別区域法」において、UR都市機構は、従来の業務のほか、委託に基づき、**復興整備計画に記載された復興整備事業**を行うことができることとなりました。

- ・土地区画整理事業の受託
- ・防災集団移転促進事業の受託
- ・災害公営住宅整備事業の受託※ 等

※ 災害公営住宅整備事業(買取型)については都市機構法(第11条1項16号)において規定

■ UR都市機構の復興整備事業基本支援フロー



<お問い合わせ先>

◎独立行政法人 都市再生機構
宮城・福島震災復興支援局
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-6-1
東武仙台第1ビル 7階
Tel 022-355-4531(代) Fax 022-291-8891

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

UR都市機構による震災復興の住まいづくり

——災害公営住宅建設の支援——

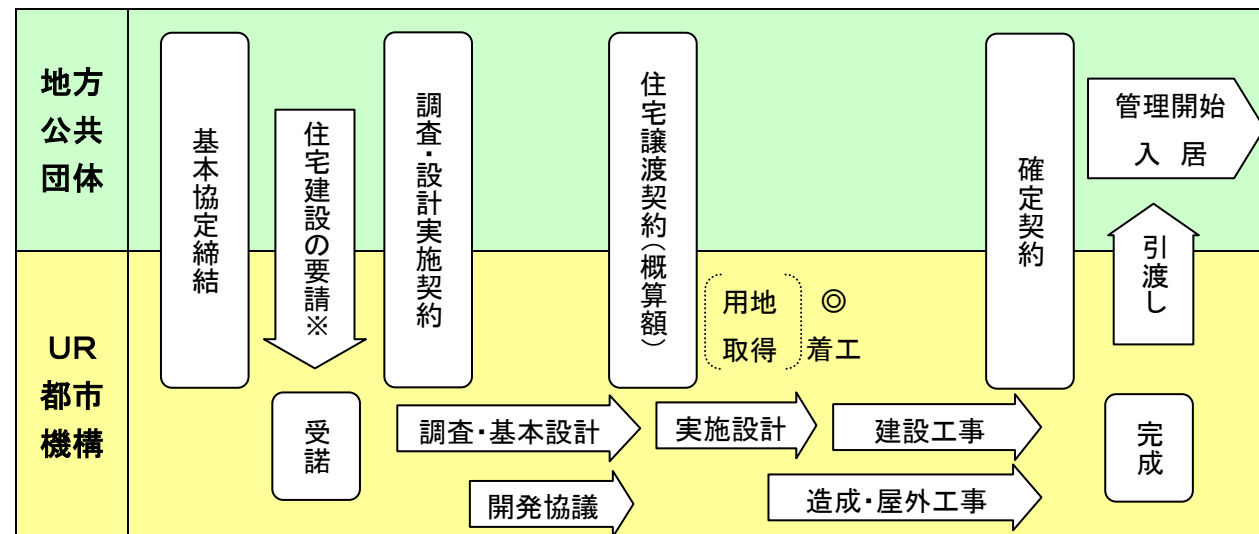
<東日本大震災におけるURの支援状況>

- 被災者の方に一定期間無償でUR賃貸住宅を提供
- 応急仮設住宅用地の提供(仙台市あすと長町地区、いわきNT地区、盛岡南新都心地区)
- 応急仮設住宅建設に延べ181人を派遣(岩手県、宮城県、福島県)
- URの震災復興支援体制(平成24年4月1日現在)
 - 現地体制は172名(宮城・福島震災復興支援局、岩手震災復興支援局)
 - うち、個別地区の事業化支援のため、次の7市町に専任チームを配置[33名]
 - <岩手県>宮古市、山田町、釜石市、陸前高田市 <宮城県>南三陸町、女川町、東松島市
 - また、復興整備計画策定等の技術支援のため、次の1県9市町村に職員を派遣[18名]
 - <岩手県>野田村、大槌町、釜石市、大船渡市 <宮城県>気仙沼市、石巻市、名取市
 - <福島県>福島県、新地町、いわき市

<参考>阪神・淡路大震災におけるURの支援活動

- 延べ7,300人を派遣し、建物応急危険度判定、宅地被害対策調査、応急仮設住宅建設を支援
- 最大260人体制の震災復興事業本部を設置し、復興まちづくりを支援
- 国・兵庫県・被災市と共同で災害復興住宅設計指針を策定
- 当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を整備
- 被災者・地権者等の合意形成を図り、市街地の復興事業を推進
 - ・市街地再開発事業5地区
 - ・土地区画整理事業4地区
 - ・住宅市街地総合支援事業14地区

◎ UR都市機構の災害公営住宅建設支援フロー



※独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく地方公共団体からの要請に基づき住宅建設を行います。

<お問い合わせ>

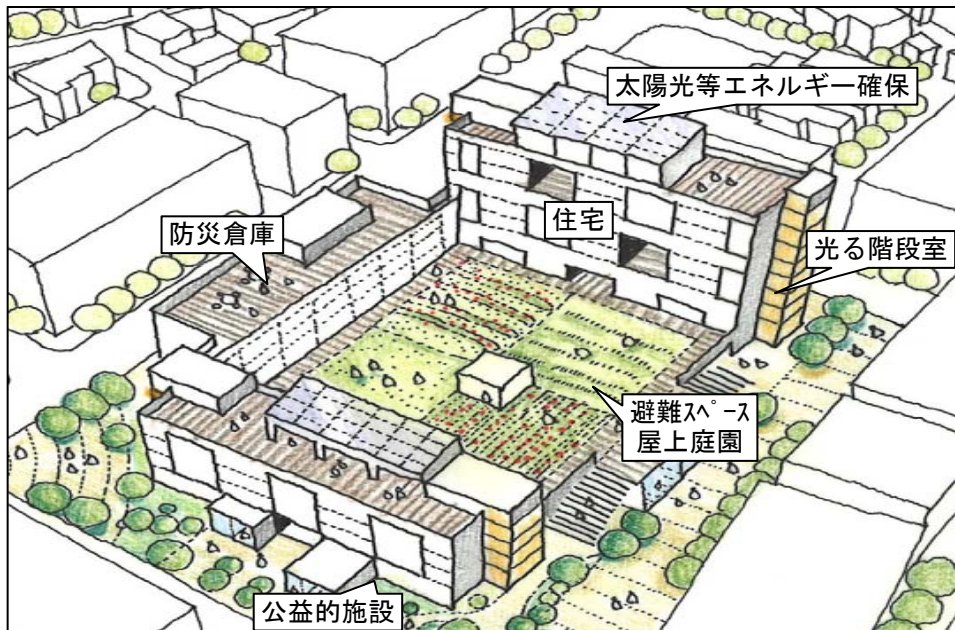
- ◎独立行政法人 都市再生機構 (<http://www.ur-net.go.jp/>)
- 震災復興支援室 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1
Tel 045-650-0876 Fax 045-650-0366
- 宮城・福島震災復興支援局 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-6-1 東武仙台第1ビル7階
Tel 022-355-4531 Fax 022-291-8891
- 岩手震災復興支援局 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル8階
Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028



—— 街に、ルネッサンス ——



UR都市機構



まちなか居住地イメージ

UR都市機構の総合力を活かした復興住宅支援

○豊富な実績

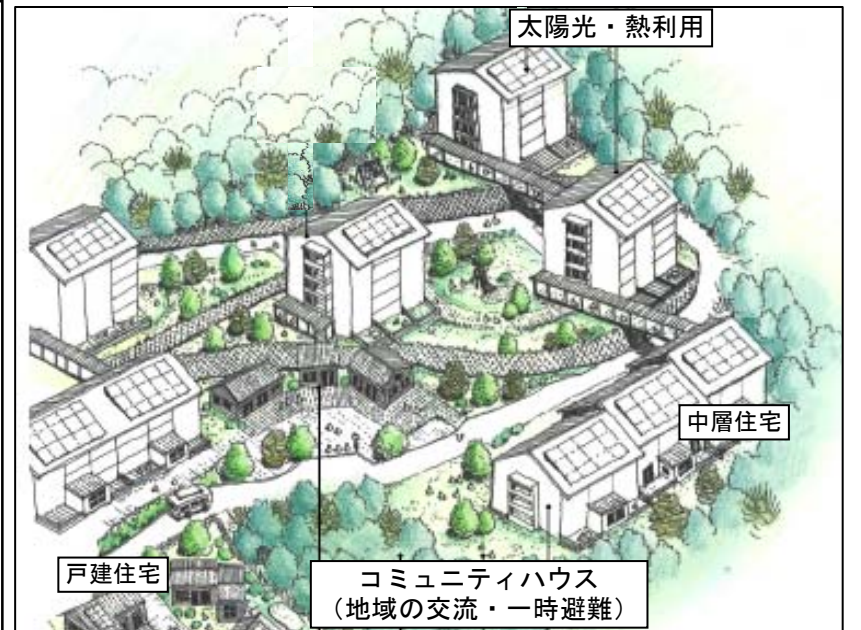
UR都市機構は、国の政策実施機関として半世紀以上にわたり、「人が輝く」まちづくり・住まいづくりをめざし、さまざまな取り組みを実践してきました。全国で約76万戸のUR賃貸住宅を管理するとともに、兵庫県や新潟県で震災復興の住宅建設、再開発・区画整理事業に取り組んできました。

○安心の技術力

計画策定から、用地調査、造成、設計、建設、工事監理まで一貫して、経験豊富な各分野のエキスパートが復興住宅建設を支援します。

○迅速な行動力

東日本大震災の早期復興のため、URのマンパワーが活用できます。平成7年の阪神・淡路大震災では、当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を建設しています。



高台居住地イメージ

UR都市機構が提案する災害復興の住まいづくり 4つのキーワード

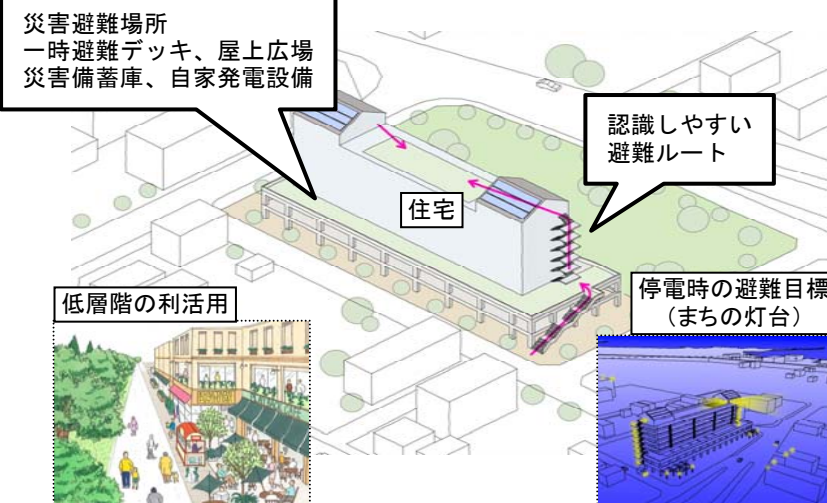
1 地域の防災拠点整備

●津波避難ビルとなる復興住宅

- ・高台避難が困難な市街地では、復興住宅に設置する安全な高さのデッキや屋上広場への避難が有効。津波避難ビルとして活用
- ・災害備蓄倉庫や自家発電装置設置で、数日間滞在できる避難所として利用。停電時に避難の目印となる「まちの灯台」

●低層階の活用による賑わいの創出

- ・住宅の低層部は、耐震・耐波性能を確保の上、賑わい施設や駐車場として利用



3 環境への配慮

●省エネ徹底住宅

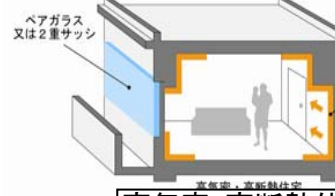
- ・高気密・高断熱住宅 (二重サッシ・ペアガラス・屋上緑化)
- ・省エネ設備の導入 (LED照明・節水・節湯水栓・高効率給湯器)

●再生可能エネルギーの導入

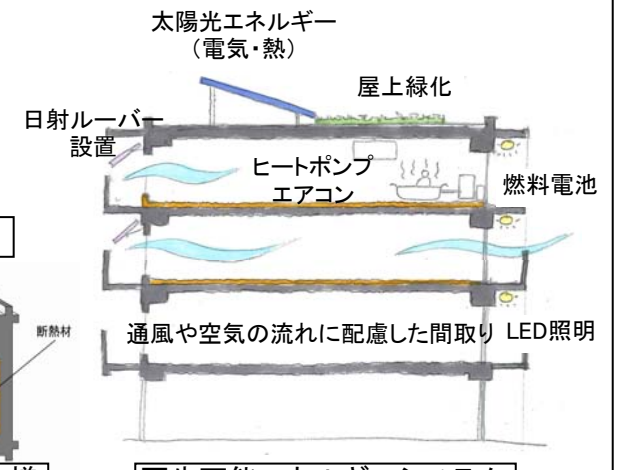
- ・太陽光パネルの設置
- ・風力発電・雨水利用システムの設置
- ・コージェネレーション設備の設置
- ・地域のエネルギー融通計画に協力



手押しポンプ(雨水利用)



高気密・高断熱仕様



再生可能エネルギーシステム

2 高齢者・子育て層の安心居住

●高齢者の安心居住

- ・住み慣れた地域で、できるだけ長く在宅生活を続けられる住空間
- ・交流施設の設置や見守りサービスの提供
- ・徹底したバリアフリー対策

●地域の福祉拠点整備

- ・地域介護・医療・子育て等のサービス拠点の併設
- ・地域の民間事業者、NPO法人との連携



居住者の絆を育むコミュニティ食堂



交流を楽しむコミュニティガーデン



団地内子育て拠点



バリアフリー

4 地域に根ざした住宅建設

●地域密着の住宅計画

- ・地域の風土、歴史、特色を生かした住宅計画の提案
- ・被災者の意見を反映した住宅計画づくり

●地元産業の活性化

- ・公共団体の要請により、地元事業者や地元木材等の活用

●地域の景観に配慮

- ・地域のまちなみや美しい景観に配慮した計画づくり



ワークショップを通じた地元意見の反映



松島の景観(出典:宮城県HP)



地元産材の活用



地元事業者・地元産材を活用した住宅イメージ (事例写真:岩手県営住宅)

被災市町村との覚書・協定締結一覧

締結先市町村	締結内容 [締結日等]
岩手県 宮古市	覚書 [4月11日] 協力協定 [4月11日]
〃 山田町	覚書 [1月17日] 協力協定 [3月2日]
〃 大槌町	覚書 [3月28日] 基本協定(災害公営住宅) [4月11日]
〃 釜石市	覚書 [3月9日] 協力協定 [3月23日]
〃 大船渡市	覚書 [3月28日]
〃 陸前高田市	覚書 [3月2日] 協力協定 [3月2日]
宮城県 気仙沼市	覚書 [6月27日] 協力協定 [6月27日]
〃 南三陸町	覚書 [3月2日] 基本協定(災害公営住宅) [5月11日]
〃 女川町	パートナーシップ協定 [3月1日] 基本協定(災害公営住宅) [5月11日]
〃 石巻市	基本協定(災害公営住宅) [3月10日]
〃 東松島市	覚書 [2月29日] 協力協定 [3月29日]
〃 塩竈市	基本協定(災害公営住宅) [2月1日]
〃 多賀城市	基本協定(災害公営住宅) [3月30日]
福島県 新地町	覚書 [2月29日] 基本協定(災害公営住宅) [2月29日]



今回締結